

老人医療給付を実施します

4月1日から、老人医療給付を実施しています。お年寄りの方で、どんな方が受けられるか、また、どれだけ安くなるか、その内容をお知らせします。

1. 対象者

満80才以上の老人で、各種健康保険加入者のうち老令福祉年金を受けている人で、4月以降満80才に人は、この生れた日から該当になります。

2. どれだけ医療費が安くなるか

お医者さんにかかって支払いした個人負担の金額(家族療養附加給付金を控除して)から入院の場合月額2,000円、外来の場合月額1,000円を差引いた残額を市で負担します。

ただし、医療機関の窓口では、従来どおり本人が支払って、そのあとで、市役所が本人に支払う仕組みになっています。

3. 医療を受ける時の手続き

医療機関で治療を受けるときは、福祉事務所でも証明書を発行しますので、家族または本人が、印鑑、健康保険証、老令福祉年金証書をもって、福祉事務所において下さい。※くわしいことは、福祉事務所、花矢支所、各出張所、民生委員におたずねください。

健康相談日

保健婦は注射投薬はしません

毎月実施しております、市の保健婦による健康相談日は、おかげさまで大変好評をいただいております。各地区ごとの日程は毎月この欄でお知らせしてまいりましたが、こんど、年間の計画日程表をつくりましたので、見やすい所にはするなどしてご利用願います。

健康相談日には、皆さんの血圧測定をはじめ、乳幼児の健康管理、家族計画、その他、保健上のことについてどんなことでも相談をお受けしていますので、ひ

とりで多くの方がご利用されるよう係では望んでいます。

ところで、市役所には看護婦の資格をもった5人の保健婦がおります。この保健婦の方たちは毎日のように市民の健康相談や衛生教育のための巡回しておりますが、一部の人から注射や投薬をするように言われていることがあります。しかし、法律によって、保健婦の注射や投薬はできないことになっておりますので、ご了承ください。

健康相談実施日程表

実施場所	曜日	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釈迦内出張所	第1回目 月	4日	1日	6日	3日	7日	5日	2日	7日	休	1日	1日
二井田公民館	火	休	2	7	4	1	6	休	1	5	2	2
真中公民館	水	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
長木公民館	木	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
十二所公民館	金	1	5	3	7	4	2	6	4	休	5	5
花矢支所	第3回目 月	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15
上川沿公民館	火	19	16	21	18	休	20	17	15	19	16	16
下川沿公民館	水	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
矢立診療所	木	21	休	16	休	17	休	19	休	21	休	18

矢立診療所は隔日とする

時間 午後1時～3時まで

<国民健康保険証>

黄色い保険証は使われません

古い国民健康保険証(黄色)の有効期間が3月31日で切れたため、加入者の方々へ新しい保険証(青色)を送りましたが届いているでしょうか?

もし、届いていない方がおりましたら市民課の窓口にご連絡ください。すぐ新しい保険証をさしあげます。

<使用上の注意>

◇名まえを確かめてください

保険証の(二)ページに名前を書いてある人だけが資格のある方です。したがってこの人数によって保険税が賦課されますので、異動があった場合はすぐ届け出ないと、余分な税金を納めたりすることになります。

◇職場保険に加入したとき

この時は国民健康保険をやめなければなりませんので、すぐ市民課に届け出て

ください。

◇住所が変わったとき

他の市町村へ転出したときも資格がなくなりますので、届け出が必要です。

また、市内で転居した場合も保険証の番号が変わりますので、届け出が必要です。

◇自動車事故でケガしたとき

この保険証で診療を受けられますが、その費用はあとで市へ返還しなければなりません。

◇加入者への給付

加入者には全員7割の医療給付があります。また、加入者が死亡した場合には2,000円、の見舞金が支給されるほか、出産の場合は2,000円の助産費と1,800円の育児手当が支給されますので、該当する方は、印鑑と保険証をもって市民課でお受けとってください。

各種相談所を開設

◆社会保険相談所

鷹巣社会保険事務所では、大館市に相談所を設け、厚生年金、社会健康保険および国民年金に関するいっさいの問題について、皆さんから相談を受けることになりました。

この相談所の開設でいままでも、鷹巣社会保険事務所の窓口でなければできなかった申請および各種の届け出事務もできるようにします。

各事業所または個人でも結構ですので遠慮なく、相談所をご利用ください。

場所—大館市役所、市民相談室

期日—8月20日から毎月20日

20日が土曜日、日曜日にあ

たる際はよく日になります。

時間—午前9時半～午後3時

◆無料法律相談所

5月3日の憲法記念日を中心に裁判所などが主催する各種の行事が行なわれます。5月7日には、秋田県弁護士会主催による「無料法律相談」が開かれます。この機会を利用し、法律上の悩みごと

など、お気軽に相談してください。

日時 5月7日午前10時～午後4時

場所 秋田地方裁判所大館支部

内容 交通事故、家庭紛争その他民事刑事、家事、少年および人権(登記、戸籍、供託等)問題等あらゆる法律上の相談

担当 秋田弁護士会所属の弁護士が当たり、秋田地裁、家裁、簡裁、検察庁および法務局の各職員が協力します。

(秋田地方、家庭裁判所大館支部)

◆交通事故相談所

とき—5月7日
6月8日

時間—午前10時から午後5時

場所—市民相談室

「話しあい」の前に交通事故相談所をご利用ください。

相談所では、交渉のすめ方、賠償金請求のしかた、その他について無料で指導助言いたします。

歌会始めのお題は「家」

第46年の歌会始のお題は「家」と定められました。「家」は具体的な建造物の「家」ばかりでなく、抽象的な「家庭」を題材としても結構です。

<詠進歌の要領>

- 1人1人首限りとし、未発表の歌であること。
- 用紙は、半紙を用い、毛筆で自書のこと。
- 病氣などで毛筆で自書できない場合は他人が代筆してもさしつかえありません。なお盲人は、点字で詠進し、または代筆してもさしつかえありません。ただし、代筆の場合はすべてその理由を書いた別紙をそえること。
- 書式は、半紙を横に2つ折りにして、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名(本名ふりがなつき)生年月日および職業を書くこと。

◆詠進の期限 本年9月1日～10月12日

◆あて先 (〒100) 東京都千代田区千代田1番1号 宮内庁

封筒に「詠進歌」と書きそえること。

※詠進歌の書式図(ひな型)は総務課庶務係にあります。

実施時間は毎日に配付している

日程表のとおりです………

予 防 接 種

………市民の健康を守る市の仕事です

種 別	市民体育館	釈迦内公民館	長木公民館	上川沿公民館	下川沿公民館	真中公民館	二井田公民館	十二所公民館	花矢公民館	矢立診療所	摘 要
日本脳炎	5月28日	5月29日	5月29日	5月26日	5月26日	5月26日	5月26日	5月27日	5月27日	5月27日	対象・生後6か月以上の希望者 ことし始めての人は2回 去年うけた人は1回 料金 1回170円
	6月4日	6月5日	6月5日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月3日	6月3日	6月3日	
小児マヒ・生ワク	5月14日	5月15日	5月15日	5月12日	5月12日	5月12日	5月12日	5月13日	5月13日	5月13日	対象 (1回目) 44・7・1～ 45・1・31までの出生者 (2回目) 44・2・1～ 44・6・30までの出生者



市民体育館

5月中

- 3日 第6回全県選ばつ高校柔道大会(9時～)
- 第58回秋田犬本部展覧会
- 5日 大館市老人クラブ大会
- 13日 黛ジュン招待ショウ(昼夜)
- 14日 小児マヒ、生ワク投与
- 15日 演劇発表会(市民演劇クラブ) 17.00～
- 16日 国鉄職員家族慰安会 16.00～
- 17日 10時 2時
- 23日 民音5月公演(伊藤雄之助一座)
- 28日 日本脳炎予防接種
- 31日 球算検定試験
- 6月1日 労音5月例会ミュージカル(だから青春)